亀山商工会議所優良従業員表彰規則

（平成８年９月13日
規　則　第　１１　号）

（趣旨）

第１条　当会議所の会員である事業所の従業員で商工業の振興あるいは社会福祉の増進に寄与し、他の模範となるものを本規則により表彰する。

（表彰の基準）

第２条　表彰は次の各号の一に該当するものにつき表彰審査会の審査を経て会頭が表彰する。

１　永年勤続表彰

同一事業所に勤続し品行方正にして勤労意欲旺盛、誠実勤勉なるもので下記の表彰基準に該当するもの。

５年以上、１０年以上、２０年以上、３０年以上、４０年以上勤続するもの。

２　特別表彰

発明、発見及び改良などにより、その功績顕著なるもの。又は業務能率増進に関し他の模範となるもの。

（表彰の申請手続）

第３条　前条に該当するものが表彰を受けんとする時は、その事業所の代表者の推薦によるものとする。

（表彰の方法）

第４条　表彰は当会議所の表彰式において表彰するものとする。又表彰は表彰状および記念品を贈呈して行う。尚記念品に要する経費は事業所が負担するものとする。

（年数の計算）

第５条　合併、譲渡又は内容若しくは組織の変更等（以下「合併等」という。）があった場合においても、事実上同一の会員企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤務年数を含めて計算するものとする。

（審査会）

第６条　表彰審査会の委員は会頭が常議員会の議を経て委嘱する。委員の任期は議員の任期とする。

（制定及び改廃）

第７条　本規則は常議員会の議決を経なければこれを変更することができない。

附　則

（実施の時期）

１　この規則は、平成８年９月１３日から実施する。

附　則

（実施の時期）

１　第６条（審査会）の改正は、平成１９年９月１９日から実施する。